

エシカル消費イメージ動画募集要項

1 趣旨

愛知県では、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現に向けて、貧困や飢餓、雇用、地域活性化、気候変動、資源など、様々な社会的課題や環境問題の解決につながる「エシカル消費*」の理念を、広く県民の皆様に普及する取組を進めています。

そこで、エシカル消費の認知度を向上させるとともに、広く県民に対し、エシカル消費を印象づけ、日々の生活の中でエシカル消費を選択できるよう、エシカル消費をイメージできる動画を募集します。

* エシカル消費とは、授産施設などで作られた商品の購入や、コロナ禍により打撃を受けている事業者・生産者の商品の購入、フェアトレード商品やエコ商品、地産地消、被災地産品の購入など、人や社会、環境に配慮した消費行動のこと。

2 募集内容

(1) 動画の内容

- ・エシカル消費をイメージする分かりやすい作品であること
- ・広く県民に対し、エシカル消費を印象づける作品であること

(2) 動画の仕様

- ・1分以内
- ・容量100MB以下
- ・ファイル形式は、WMV、MPEG、AVI、MP4、MOVのいずれかとする

(3) 動画の使用法

受賞作品は、県が主催するイベントや、県Webページ、県民生活課YouTube公式チャンネル等インターネット上で公開することを想定

(4) その他

ビデオカメラやスマホでの実写、アニメ、CG、各動画編集ソフトの使用等不問

3 賞の内容

入賞：10本

※受賞者には、賞状及び副賞（5千円相当の商品券）を授与します。

4 募集期間

2021年5月25日（火）から2021年8月20日（金）まで

5 応募資格

どなたでも応募可能

ただし、未成年者の応募にあたっては、保護者の同意が必要。

6 応募方法

以下のものをメール（ファイル転送サービス等）又は郵送（簡易書留郵便等）にて提出すること。

- ・応募用紙（様式）
- ・作品

※ 郵送の場合は、CD-R又はDVD-Rに記録し、記録媒体に応募者の氏名、連絡先住所及び電話番号を記入すること

7 選考及び結果発表等

(1) 選考方法

提出された作品については、県が設置する選考委員会において審査を行い、一次選考での点数が高いものから上位20本について二次選考を行う二段階方式とする。

ただし、提出された作品が20本以下の場合は、一次選考は実施しない。

選考委員会は非公開とし、選考の経過や当落の問合せについて、一切受け付けない。

(2) 結果発表

2021年10月上旬頃に記者発表にて公表する。また、令和3年11月頃に開催する「エシカル消費普及啓発イベント（仮称）」（開催場所未定）において表彰式を行うとともに、入賞作品を上映する。

※ 受賞者は、表彰式への出席をお願いします。

※ 入賞者以外には、結果の通知はしません。

(3) その他

次に掲げる事項に該当する又は該当するおそれがあるものは、審査対象から除外する。

- ・法令等に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- ・公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- ・第三者を誹謗中傷したり、プライバシーを侵害したりするもの
- ・企業・商品等の宣伝又は政治目的、宗教勧誘等、特定のイデオロギーの宣伝もしくは勧誘を意図するもの
- ・その他愛知県が不適切と判断したもの

8 著作権等

- ・応募作品の著作権は、応募者等に帰属するものとする。
- ・受賞者は、愛知県及び愛知県が認めた第三者に対し当該作品を無償で利用する権利を許諾するものとする。
- ・受賞者は、受賞作品に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利）及び実演家人格権（著作権法第90条の2から第95条の3までに規定する権利）について、愛知県及び愛知県が認めた第三者による上記利用に対して行使しないこと及び行使させないことに同意するものとする。
- ・受賞作品は、県が主催するイベントや、県Webページ、県民生活課YouTube公式チャンネル等インターネット上で公開するものとする。

9 その他注意事項

- ・一人何本でも応募可。ただし、一作品ごとの応募とする。
- ・応募作品は返却しない。
- ・応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- ・応募者の個人情報、今回の募集に必要な業務以外には使用しない。ただし、受賞者の氏名、住所地の市町村名及び作品は公表する。
- ・応募作品は、自作の未発表作品に限る。また、知的財産権、第三者が有するいかなる権利をも侵害しないものとする。
- ・被写体が人物の場合、作品の公表については御本人（被写体）の承諾を得ることとする。（被写体が未成年者の場合は保護者の同意が必要）
- ・制作者名や出演者名等は動画内に表示しないようにすること。
- ・盗用、引用などこれらの条件に違反していたことが発覚した場合は、失格とする。
- ・本要項の規定に反する作品は、選考の対象とならない。また、受賞後に違反が判明した場合は、賞を取り消す。内容によっては、損害賠償請求等を行うことがある。
- ・選考の結果に対する問合せ、異議申し立ては一切受け付けない。
- ・応募の時点でこの募集要項の記載事項に同意したものとする。

10 免責事項

以下について、本県は一切の責任を負わない。

- ・理由を問わず、応募者が被った損害（今回の募集への参加は、応募者の自己責任での参加とする。）
- ・応募作品に起因して生じた損害

11 問合せ先・提出先

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課 消費生活相談・消費者教育グループ

〒460-8501（住所記載不要） 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6603（ダイヤルイン）

E-mail ethical@pref.aichi.lg.jp